

定時株主総会資料

(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第22期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

事業報告

- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要
- ・ 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

監査報告

- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- ・ 会計監査人の監査報告書 謄本
- ・ 監査役会の監査報告書 謄本

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

事業報告（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	85 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	154

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当期において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務のほか、英文連結財務諸表に関する助言業務を委託いたしました。

(4) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の過年度の監査実績の分析および評価を実施し、会計監査人が提出した当事業年度の監査計画の妥当性および適切性の確認ならびに過年度実績との対比を行い、監査時間、報酬等の単価と額の算出根拠および内容の精査ならびに監査担当者の配員計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は、相当かつ妥当であることを確認のうえ、その報酬等の額について同意しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、当社監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することとしております。この場合、当社監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンスの概念は「法令や社則の遵守」のみならず広く「法令、社則および倫理の遵守」であることに鑑み、「社会的責任（CSR）」および「リスク管理」への取組みと一体としてコンプライアンスが実践できる体制を構築する。
- ② 取締役および使用人が職務執行にあたって遵守すべき指針、行動規範として「企業理念」「サステナビリティ経営方針」「CSR方針」「CSR行動規範」等を定め、これを当社グループに周知徹底する。
- ③ グループ全体におけるサステナビリティ経営に関する意思決定への助言等のために「サステナビリティ委員会」を設置する。また、サステナビリティに関する重要課題（マテリアリティ）を特定し、計画的に諸施策を推進する体制として、サステナビリティ推進委員会を設置する。
- ④ 当社グループのリスク管理体制を構築し、コンプライアンス違反の予防および違反の早期発見を図る。
- ⑤ コンプライアンスのための当社グループ内教育を計画的に実施する。
- ⑥ 当社グループのコンプライアンスに関する内部通報窓口を社内外に設置することにより、情報収集および是正の早期化を図る。
- ⑦ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループ各部門は、社則により、当該部門における取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理の責任を有するものとし、必要な情報を速やかに検索できるシステムを構築し、維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規則により、当社グループの損失の危険の管理を徹底する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 適切な職務権限および意思決定のルールを徹底し、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
- ② 業務の合理化および電子化にむけた取り組みを推進する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規則・グループ決裁規則およびグループ稟議制度等により、当社グループ各社から事業概況等の報告を受け、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行われる体制を整備する。
- ② 当社グループにおけるリスク管理を統括するグループリスク管理委員会の決定事項を当社および当社子会社のリスク管理委員会に徹底し、グループ全体の法令および社則の遵守等の業務の適正の確保を推進する。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施する。
- ④ 当社は、当社グループ各社がその財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成、開示するために必要な体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役と協議のうえ、適切な者を監査役の職務補助者に任命する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務補助者の人事異動および考課については、監査役会の意見を尊重する。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助業務について、監査役が監査役職務補助者に対して指揮命令権を有する体制を整備する。

(9) 監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が重要な会議に出席できる体制を整備する。
- ② 当社の取締役および使用人ならびに当社を除く当社グループの取締役、監査役および使用人は、前号の会議において、事業概況、リスク管理状況等の報告を行う。また、監査役が出席する会議で報告する事項のほか次の事項については都度、速やかに監査役会に報告する。
 - イ. 職務執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ハ. その他監査役が求めた事項
- ③ 前号に従い監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ④ 内部通報制度の担当部門は、定期的にまた必要に応じて都度、内部通報状況を監査役に報告する。

(10) **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設ける。また、監査役が当社に対し、監査役の職務を執行する上で必要な費用の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

(11) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役社長は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。その他の取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を実施する。
- ② 内部監査部門は、監査役との関係を密にし、定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。

6. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループでは、全社員が「企業理念」を共有し実践するため、「サステナビリティ経営方針」を制定し、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指しております。また、この方針を具体化した「CSR方針」と「CSR行動規範」を設け、定期的な教育等を通じて「企業理念」「CSR方針」「CSR行動規範」の周知・浸透を図っております。
- ② コンプライアンス違反の未然防止や危機発生時の対応を効率的に推進するためにリスク管理規則を制定し、各社においてコンプライアンス等のリスクを管理するとともに、グループリスク管理委員会を年2回以上開催し、重大リスク事案の共有をすることでコンプライアンス体制の維持、推進に取り組んでおります。また、四半期に一度BCP推進会議を開催し、活動の成果および問題点を共有し、当社グループのBCP活動を推進しております。
- ③ 代表取締役を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、グループ全体のサステナビリティ課題に関する協議、立案、推進を担うサステナビリティ推進委員会を管理、監督するとともに、必要に応じて当社取締役会に対して助言を行っております。
なお、特定したマテリアリティについては<https://www.gs-yuasa.com/jp/csr/structure.php>にて公開しております。
- ④ コンプライアンスに関する教育を計画的に実施するとともに、業務に関連する個別法令等コンプライアンスに係る事項についても研修や社内ニュース等を通して啓発を行っております。
- ⑤ 内部通報窓口を社内外に設置し、通報に対して適切な措置を講じております。また、従業員に対してコンプライアンス・アンケートを実施し、リスクの早期発見および是正を図っております。
- ⑥ 取引先との契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を設けております。また、万一反社会的勢力から不当な要求があった場合には、毅然とした対応ができるよう、社内外の専門家への連絡体制を整えております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ITを活用し、検索しやすい情報環境を構築し、各情報について適切に管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規則に基づき、当社グループの経営に重大な影響を与える危機の発生の予防を図るためのリスク管理体制を整備するとともに、実際に危機が発生した際の影響を最小限に止め、速やかに平常に復帰させるための体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会規則、稟議規則、グループ決裁規則等において決裁区分および手続を定め、適宜権限委譲を行っております。

また、当社取締役会が当社グループとしての経営計画を策定し、これに基づき各社各部門が重点実施課題を設定し、実行することにより、効率的な職務執行を行っております。

② 規則、規程を含む各種情報をイントラネットの各種掲示板に掲示し、職務上必要な情報を常に閲覧できる体制を整えております。また、デジタルトランスフォーメーション(DX)や電子化をはじめとした合理化の諸施策を推進しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社グループ各社から事業概況等の報告を受ける体制

イ. 関係会社管理規則・グループ決裁規則およびグループ稟議制度に基づく体制

関係会社管理規則・グループ決裁規則に基づき当社グループ各社について主管部門を定め、当社グループ各社の事業の執行状況について直接もしくは主管部門を通じて報告を受ける体制を整備しております。また、報告された内容を、経営、財務等の観点から確認を行ったうえで決裁する体制を整備しております。

ロ. 各種会議体による体制

当社取締役は、取締役会のほか、当社グループの各種重要会議に出席し、当社グループにおける職務執行状況等を監督しております。

② グループリスク管理委員会において、各社の重大リスク事案を共有し、必要に応じて再発防止策の立案や各社への徹底事項を確認しております。

③ 内部監査部門は、年度ごとに監査計画を作成のうえ監査を実施し、適宜改善指導を行っております。

④ 財務報告に係る内部統制規則に基づき、年度ごとに内部統制基本計画を定め、当該計画に従って財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価および報告を行っております。

(6) 監査役の職務の執行に関する体制

① 監査役室を設置し、監査役の指揮命令のもとに監査役補助業務を遂行する専任の職務補助者を任命しております。また、当該職務補助者の異動および考課について、監査役会に確認しております。

② 監査役は、各種重要会議に出席し、当社グループの事業概況やリスク管理状況について報告、説明を受け、適宜意見を述べております。また、重要なリスク事象については、発生都度、監査役会に報告しております。

③ 内部通報の発生都度、監査役に報告しております。また、内部通報制度について定めた企業倫理ホットライン規程において、通報者に対する不利益取扱い禁止を規定しております。

④ 監査役から請求のあった費用について速やかに支払っております。

⑤ 取締役社長および各取締役は、監査役と定期的にも必要に応じて意見交換を実施しております。

⑥ 内部監査部門は、監査役と定期的にも必要に応じて意見交換を実施しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	52,841	73,450	153,468	△ 375	279,384
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 8,537		△ 8,537
親会社株主に帰属する 当期純利益			41,863		41,863
自己株式の取得				△ 6	△ 6
自己株式の処分		0		51	51
連結子会社株式の 取得による持分の増減		△ 475			△ 475
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 475	33,326	45	32,896
当期末残高	52,841	72,975	186,794	△ 330	312,281

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株 持 主 分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	18,975	△ 257	1,771	25,809	21,361	67,661	43,940	390,987
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当						—		△ 8,537
親会社株主に帰属する 当期純利益						—		41,863
自己株式の取得						—		△ 6
自己株式の処分						—		51
連結子会社株式の 取得による持分の増減						—		△ 475
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△ 2,075	208	—	8,485	8,102	14,720	5,493	20,214
連結会計年度中の変動額合計	△ 2,075	208	—	8,485	8,102	14,720	5,493	53,110
当期末残高	16,900	△ 48	1,771	34,294	29,464	82,382	49,434	444,098

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……………47社

主要会社名 (株)GSユアサ、(株)ジーエス・ユアサ バッテリー、
(株)GSユアサ エナジー、(株)ジーエス・ユアサ テクノロジー

非連結子会社……………4社

主要会社名 (株)GSユアサ中央販売

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、いずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社……………13社

主要会社名 SEBANG GLOBAL BATTERY Co., Ltd.
PT. GS Battery

(1) 持分法を適用していない非連結子会社4社および関連会社6社については、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用から除外しております。

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類または仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

Yuasa Battery (Thailand) Pub. Co., Ltd. の決算日は12月31日ですが、連結に際して仮決算を行わず決算日の計算書類を用いて連結計算書類を作成しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……………時価法によっております。

③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品および製品、仕掛品、原材料および貯蔵品……………主として総平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。
なお、当社および国内連結子会社は、取得金額が10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物および構築物 ……5年～50年
機械装置および運搬具 ……2年～18年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 使用権資産……………リース期間に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上方法

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社および国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
また、在外連結子会社については主として個別判定による貸倒見積高を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
役員への賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
役員および執行役員の退職時の慰労金に充てるため、一部の連結子会社の内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 関係会社整理損失引当金
関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）等は、以下のとおりです。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

① 商品および製品の販売

当社および連結子会社は、主な事業として電池および電源装置、照明器、その他の電池・電気機器の製造販売を行っております。このような商品および製品の販売については、原則として商品および製品を引き渡す一時点、もしくはインコタームズに従った一時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。なお、国内取引については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項を適用して、出荷時に収益を認識しております。

電池等の販売契約については、販売数量を条件とした値引等を付して販売していることから、変動対価が含まれます。取引価格の算定については、値引等を付して販売する場合、契約において顧客と約束した対価から当該値引等の見積額を控除した金額で算定しております。

② 役務の提供

当社および連結子会社は、電池および電源装置の設置に関する据付工事等の役務の提供を行っております。このような据付工事等については、役務提供完了時点で履行義務が充足されたものとみなし、当該時点で収益を認識しております。

電池および電源装置等と据付工事等は、通常、合わせて販売しております。製品の納入と据付工事が別個の履行義務と識別されるものに関しては、取引価格の履行義務への配分額の算定に当たり、契約金額等の観察可能な価格や、製品予想原価に利益相当額を加算して見積もった独立販売価格の比率により、各履行義務へ配分しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

ただし、超インフレ経済下にある子会社の収益および費用は、超インフレ会計を適用するため、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

③ のれんの償却方法および償却期間

主として5年間で均等償却しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

退職給付信託を設定している一部連結子会社の退職給付制度においては一括費用処理しております。

過去勤務費用については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（主として7年～14年）による定額法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 超インフレ経済下における会計処理

2023年3月期連結会計年度において、トルコにおける3年間の累積インフレ率が100%を超えたため、当社グループはトルコ・リラを機能通貨とするトルコの子会社について、超インフレ経済下で営業活動を行っていると判断いたしました。このため、2023年3月期連結会計年度より、当社グループは、トルコの子会社の財務諸表について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要求に従い、会計上の調整を加えております。IAS第29号は、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表について、報告期間の末日現在の測定単位に修正したうえで、連結計算書類に含めることを要求しております。当社グループは、トルコにおける子会社の財務諸表の修正のため、Turkish Statistical Institute (TURKSTAT) が公表するトルコの消費者物価指数 (CPI) から算出する変換係数を用いております。トルコにおける子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日ないし再評価日を基準に変換係数を用いて修正しております。現在原価で表示されている貨幣性項目および非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正しておりません。正味貨幣持高に係るインフレの影響は、連結損益計算書の営業外損益に表示しております。トルコの子会社の財務諸表は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、当社グループの連結計算書類に反映しております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 291,348百万円 |
| 2. 受取手形割引高 | 20百万円 |
| 3. 受取手形裏書高 | 2,096百万円 |
| 4. 土地再評価法の適用 | |
| 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、一部連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 | |
| (1) 再評価実施日 | 2002年3月31日 |
| (2) 再評価の方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格」に合理的な調整を行って算定しております。 | |
| (3) 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △ 174百万円 |
| 5. 国庫補助金等を受入れたことにより取得価額から控除した圧縮記帳額 | |
| 建物および構築物 | 1,215百万円 |
| 機械装置および運搬具 | 8,033百万円 |
| その他 | 88百万円 |

連結損益計算書に関する注記

- | | |
|---|----------|
| 1. 固定資産売却益 | |
| 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 | |
| 建物および構築物 | 65百万円 |
| 機械装置および運搬具 | 13百万円 |
| 土地 | 1,494百万円 |
| その他 | 7百万円 |
| 2. 固定資産除却損 | |
| 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 | |
| 建物および構築物 | 222百万円 |
| 機械装置および運搬具 | 137百万円 |
| その他 | 286百万円 |
| 3. 固定資産売却損 | |
| 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 | |
| 建物および構築物 | 1百万円 |
| 機械装置および運搬具 | 30百万円 |
| その他 | 2百万円 |
| 4. 関係会社整理損失引当金繰入額 | |
| 当社の連結子会社である(株)G S ユアサのトルコ共和国に所在する連結子会社であるInci GS Yuasa Aku Sanayi ve Ticaret Anonim Sirketiの持分譲渡契約の締結に伴い、今後発生すると見込まれる損失金額であります。 | |
| 5. 法人税、住民税および事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額 | 309百万円 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式 100,446,442株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,524百万円	55円	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月6日 取締役会	普通株式	3,013百万円	30円	2025年9月30日	2025年12月1日

(注) 配当金の総額5,524百万円および3,013百万円には、信託が保有する自社の株式に対する配当金7百万円および3百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 6,026百万円
② 1株当たり配当額 60円
③ 基準日 2026年3月31日
④ 効力発生日 2026年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金7百万円を含めております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、安全性の高い金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、設備投資・投融資計画等の資金需要の動向を踏まえて主に銀行等金融機関からの借入や社債により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は禁止しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金および電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的に把握し、回収懸念の早期把握・軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、市況、時価、発行体企業の財務状況・取引関係を定期的に把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、買掛金および電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であり、グループ各社および各部門の資金計画を月次で作成することにより、流動性リスクの管理を行っております。

借入金のうち、短期借入金は、主に運転資金等に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金については、支払金利の変動リスクや為替変動リスクを抑制するため、必要に応じて金利スワップや通貨スワップ取引を利用いたします。

営業取引に係る外貨建債権債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての債権債務の残高の範囲内にあるものを除き、為替レートの変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を行っております。

これらデリバティブ取引の執行・管理は内部規程に基づいて担当部署が行っており、監査室が、規程に則り適切に執行・管理が行われているか監査しております。

主要原材料である鉛等の調達価格は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、著しい価格高騰によるリスクを回避するために、一部に対して商品価格スワップ取引等を利用してヘッジしております。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計処理基準に関する事項(5)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項①重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

連結子会社については、各社が自主管理・自己責任原則の下、各社が定める規程に基づき運営を行っており、当社はその規程類を把握しております。また、定期的なリスク管理報告を受けモニタリング管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	56,291	42,246	(14,045)
(2) 社債（1年内償還予定含む）	(20,000)	(19,448)	551
(3) 長期借入金（1年内返済予定含む）	(41,400)	(40,195)	1,204
(4) リース債務（1年内返済予定含む）	(13,982)	(13,438)	543
(5) デリバティブ取引	(38)	(38)	—

（注1） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注2） 「現金および預金」、「受取手形、売掛金および契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形および買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「設備関係電子記録債務」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

（注3） 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 22,713百万円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券 その他有価証券 株式	27,715	—	—	27,715
資産計	27,715	—	—	27,715
デリバティブ（※）	—	(55)	—	(55)
通貨関連	—	16	—	16
商品関連	—	—	—	—
デリバティブ計	—	(38)	—	(38)

（※）デリバティブは、債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券 関連会社株式 株式	14,530	—	—	14,530
資産計	14,530	—	—	14,530
社債(1年内償還予定含む)	—	19,448	—	19,448
長期借入金(1年内返済予定含む)	—	40,195	—	40,195
リース債務(1年内返済予定含む)	—	13,438	—	13,438
負債計	—	73,083	—	73,083

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) デリバティブ

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、商品スワップの時価は、為替レートや対象商品の市場価格等の観察可能なインプットに基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金は当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,934円07銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 417円33銭 |

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社および連結子会社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社および連結子会社における事業を地域別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	自動車電池			産業電池 電源	車載用リ チウムイ オン電池	計	その他	合計
	国内	海外	小計					
主たる地域市場								
日本	107,820	15	107,835	108,888	82,483	299,207	19,855	319,062
アジア	182	121,365	121,547	5,953	—	127,500	329	127,830
欧州	4	82,189	82,193	450	7,445	90,089	1,800	91,889
北米	—	11,624	11,624	7,704	—	19,329	296	19,626
その他	—	49,317	49,317	1,096	—	50,413	0	50,414
顧客との契約から生じる収益	108,006	264,511	372,518	124,093	89,928	586,540	22,283	608,823
その他の収益	—	—	—	—	—	—	171	171
外部顧客への売上高	108,006	264,511	372,518	124,093	89,928	586,540	22,454	608,995

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計処理基準に関する事項 (4)収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高は次のとおりです。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 2026年3月31日
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	108,441
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	114,283
契約資産（期首残高）	4,318
契約資産（期末残高）	4,625
契約負債（期首残高）	9,999
契約負債（期末残高）	9,811

契約資産は、電池および電源装置の販売ならびに据付工事等について、期末日時点で履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。据付工事等の完了に伴い、時の経過以外の条件は解消し、債権へ振替えられます。契約資産は、当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該据付工事等に関する対価は、契約条件に従い、履行義務の充足時점에請求し、概ね1年以内に受領しております。

契約負債は主に、履行義務の充足時点に収益を認識する顧客との電池および電源装置、照明器、その他の電池・電気機器の販売契約について、契約条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、5,498百万円です。契約資産の増減は、主として収益認識と債権への振替により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受取りと収益認識により生じたものであります。

なお、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に、重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、収益の認識が見込まれる最長期間は、19年以内であります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 2026年3月31日
1年以内	28,297
1年超	20,413
合計	48,710

その他の注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。一部国内子会社においては、退職給付信託を設定しております。また、一部の海外子会社でも確定給付型の制度を設けております。

(2) ① 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

イ. 退職給付債務	△	37,296
ロ. 年金資産		106,412
ハ. 連結貸借対照表計上額純額 (イ. +ロ.)		69,115
ニ. 退職給付に係る資産		75,132
ホ. 退職給付に係る負債	△	6,016

(注) 一部連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

② 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

イ. 未認識数理計算上の差異	42,947
ロ. 未認識過去勤務費用 (債務の減額)	24
合計	42,972

(3) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位：百万円)

イ. 勤務費用	1,989
ロ. 利息費用	483
ハ. 長期期待運用収益	△ 1,281
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△ 3,233
ホ. 過去勤務費用の費用処理額	△ 8
ヘ. 退職給付費用 (イ. +ロ. +ハ. +ニ. +ホ.)	△ 2,049

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ. 勤務費用」に計上しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	主として給付算定式基準
ロ. 割引率	主として2.22%
ハ. 長期期待運用収益率	2.0%

(注) 当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は主として1.45%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を主として2.22%に変更しております。

2. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産		
未払賞与		1,906
未払事業税		518
未実現利益		724
棚卸資産評価損		1,004
退職給付に係る負債		4,490
貸倒引当金		165
減損損失		1,551
投資有価証券		1,681
税務上の繰越欠損金		2,228
繰越外国税額控除		163
関係会社への投資に係る一時差異		2,798
その他		4,026
小計		21,258
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△	1,129
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△	3,503
小計	△	4,633
繰延税金資産合計		16,625

(単位：百万円)

繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△	3
その他有価証券評価差額金	△	7,519
時価評価差額	△	3,097
在外関係会社における留保利益	△	10,528
退職給付に係る資産	△	23,529
為替換算調整勘定	△	1,889
その他	△	2,154
繰延税金負債合計	△	48,722
繰延税金資産または繰延税金負債(△)の純額	△	32,097

(2) 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	57,105	流動負債	14,413
現金および預金	2,896	短期借入金	3,709
売掛金	577	1年内返済予定の長期借入金	9,600
関係会社短期貸付金	53,404	未払金	256
未収入金	113	未払費用	37
その他	113	未払法人税等	772
固定資産	178,117	役員賞与引当金	28
有形固定資産	0	その他	10
工具、器具および備品	0	固定負債	43,442
投資その他の資産	178,117	社債	20,000
投資有価証券	380	長期借入金	23,000
関係会社株式	79,722	長期未払法人税等	309
関係会社長期貸付金	98,000	その他	132
繰延税金資産	13	負債合計	57,855
その他	1	純 資 産 の 部	
資産合計	235,222	株主資本	177,291
		資本金	52,841
		資本剰余金	99,214
		資本準備金	99,156
		その他資本剰余金	58
		利益剰余金	25,566
		その他利益剰余金	25,566
		繰越利益剰余金	25,566
		自己株式	△ 330
		評価・換算差額等	75
		その他有価証券評価差額金	75
		純資産合計	177,366
		負債および純資産合計	235,222

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		9,955
一般管理費		1,635
営業利益		8,319
営業外収益		
受取利息および配当金	3,756	
その他	8	3,764
営業外費用		
支払利息	460	
社債利息	130	
その他	283	874
経常利益		11,209
税引前当期純利益		11,209
法人税、住民税および事業税	1,390	
法人税等調整額	34	1,425
当期純利益		9,784

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				利 益 剰 余 金
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金		そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金
当期首残高	52,841	99,156	58	99,214	24,319
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 8,537
当期純利益					9,784
自己株式の取得					
自己株式の処分			0	0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	1,246
当期末残高	52,841	99,156	58	99,214	25,566

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当期首残高	△ 375	175,999	92	176,092
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△ 8,537		△ 8,537
当期純利益		9,784		9,784
自己株式の取得	△ 6	△ 6		△ 6
自己株式の処分	51	51		51
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△ 17	△ 17
事業年度中の変動額合計	45	1,291	△ 17	1,274
当期末残高	△ 330	177,291	75	177,366

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式……移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの ……時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法によっております。
 - (2) デリバティブの評価基準および評価方法
デリバティブ ……時価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く） ……定額法によっております。
なお、取得金額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具および備品 ……主として10年
3. 引当金の計上基準
役員賞与引当金……役員への賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準
当社は子会社等へのブランド管理を行っており、当社の子会社等を顧客としております。当社の子会社等に対しブランドの使用許諾を行うことで、当社が構築したブランドイメージおよび取引上の信用を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、ブランドを使用した顧客が収益を計上するにつれて充足されるものであり、当該顧客の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
ヘッジ会計の処理
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	681百万円
短期金銭債務	72百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業収益	9,952百万円
その他	340百万円
営業取引以外の取引による取引高	3,735百万円
2. 法人税、住民税および事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額 309百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 126,959株

(注) 業績連動型株式報酬制度の信託財産として㈱日本カストディ銀行が保有している当社株式123,700株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税37百万円等であります。
なお、繰延税金資産の一部に対して評価性引当額を設定しております。
2. 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱G Sユアサ	所有 直接 100.0%	業務委託 役員の兼任 資金貸付	商標権使用料収入(注1)	1,872	売掛金	464
				出向料の支払(注2)	316	未払金	25
				資金の貸付(注3)	151,156	関係会社	53,404
				利息の受取(注3)	3,735	短期貸付金	
						関係会社	98,000
				グループ通算制度に伴う通算 税効果額	22	長期貸付金	
						未払金	22

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 外部売上高の1%を商標権使用料として受領しております。
 (注2) 出向料については、出向契約書に基づき、支払っております。
 (注3) グループファイナンスによる資金貸借取引および利息の受取であり、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、資金の貸付取引金額は期中平均残高を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,768円02銭
1株当たり当期純利益	97円54銭

以 上

~~~~~  
(注) 本事業報告ならびに本連結計算書類および本計算書類に記載の金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入しており、金額には消費税等は含まれておりません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
京都事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 黒 | 川 | 智 | 哉 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山 | 田 | 徹 | 雄 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
京都事務所

|          |       |   |   |   |   |
|----------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 黒 | 川 | 智 | 哉 |
| 業務執行社員   |       |   |   |   |   |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 山 | 田 | 徹 | 雄 |
| 業務執行社員   |       |   |   |   |   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と、必要に応じオンライン会議等のリモート監査手法も活用しながら意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含めて必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 監査役会

監査役(常勤) 中 川 正 也 ⑩

監査役(常勤) 真 田 芳 行 ⑩

監査役 辻 内 章 ⑩

監査役 深 山 美 弥 ⑩

(注) 監査役 辻内 章、深山美弥の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上